

教育立国実現のための
教育投資・教育財源の在り方について
(第八次提言)

平成27年7月8日

教育再生実行会議

教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (第八次提言)

はじめに

教育再生実行会議では、平成 25 年 1 月の発足以降、教育現場が直面する課題に対処し、さらに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構想するため、七次にわたり、抜本的な教育改革について提言してきました。これらの提言を受けて、いじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革、学制改革のための法律制定・改正など、長年議論されながら実現に至らなかった課題が着実に実行されてきています。一方、提言された改革等の中には、これから本格的に実行に移されるものもあり、十分な財政的裏付けを必要とするものも少なくありません。

もとより、教育は、人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を期すとともに、国家・社会の存立・繁栄の基盤を形成するものです。人間の強靱化なくして、我が国の未来はありません。憲法¹や教育基本法²においては、義務教育の無償をはじめ、教育を受ける権利を等しく保障するために、国・地方公共団体に対して様々な責務を課しており、教育は公財政により支えられています。本年 5 月に韓国の仁川（インチョン）で教育関係者等が集まり開催された、世界教育フォーラム 2015³において採択された「仁川宣言」では、各国はそれぞれの状況に応じて、教育への公財政支出を増加させ、GDP の 4% から 6%、又は、公財政支出全体の 15% から 20% を教育へ配分することを目指すことが盛り込まれています⁴。

¹ 日本国憲法

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

² 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）
（教育の機会均等）

第 4 条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

³ 本年 5 月 19 日から 22 日までの間、韓国の仁川において、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）を中心に、ユニセフ（国際連合児童基金）、世界銀行等が共同で開催。世界 160 か国以上から教育関係の閣僚、研究者、民間団体等が参加。

⁴ 「図表でみる教育 OECD インディケータ（2014 年版）」（OECD、2014）によれば、我が国の公財政教育支出の対 GDP 比は 3.8%、OECD 加盟国の平均は 5.6%、我が国の一般政府総支出全体に占める公財政教育支出の割合は 9.1%、OECD 加盟国の平均は 12.9% となっている。他方、我が国は少子高齢化の進展もあり、総人口に占める在学者の割合は、15.5%（OECD 加盟国平均 22.2%）となっていることや、我が国の国民負担率（対国民所得比）は 40.5%と、OECD 加盟国の平均（50.2%）に比べて低水準であることも踏まえる必要がある。

また、教育は、経済成長・雇用の確保、少子化の克服、格差の改善、社会の安定といった我が国社会が抱える課題を解決する鍵になるものです。教育の充実により一人一人が持つ可能性を最大限伸長するとともに、教育費負担の軽減により子育てに対する不安要因を低減することを通じて、一人一人の豊かな人生と、成長し続け、安心して暮らせる社会を実現することができます。国家戦略として、教育投資を「未来への先行投資」と位置付け、その充実を図っていくことが必要です⁵。

こうした課題認識の下、昨年9月に教育再生実行会議に立ち上げられた第3分科会では、教育投資にはどのような効果があり、我が国社会が抱える課題を踏まえて、今後どのような教育投資が必要であるか、そして、そのための財源をいかに確保していくのか等について、議論を重ね、今般、第八次提言として取りまとめました。

政府におかれては、本提言を踏まえ、教育投資の効果や必要性について、教育関係者のみならず幅広く国民的な議論を深めながら、世代を超えて社会全体で教育投資のための負担を分かち合うことの理解の醸成を進め、教育投資の充実に取り組むことを期待します。

1. 我が国の成長に向けた教育投資の必要性

教育は、それを受けた者だけでなく、それを受けなかった者や社会全体にも恩恵を与える外部効果があり、その提供を専ら市場に委ねた場合には、適正な規模の教育が提供されなくなるおそれがあります。多くの国では義務教育は無償とされているなど、国際的にも教育は公財政によって支えられています。

こうしたことに加え、今後の教育投資の充実は、我が国社会に以下のような効果をもたらすと考えられます。

【教育の革新が日本創生・経済再生を支える】

我が国では、今後、少子化・高齢化の進展に伴い、労働人口の減少が見込まれています。このような状況の中で、経済社会の活力を維持・向上させていくためには、一人一人の生産性の向上が不可欠であり、その実現は根本において教育の力にかかっています。

また、現代の社会は、これまでの工業を基軸とした社会から、「新しい知」や「価値の創造」が成長を支える社会へと大きく転換しています。時代の変化に対応し、我が国が経済成長を遂げるために産業構造の転換を図っていく上で、教育は、経済社会の基盤、あるいは、セーフティネットとして重要な役割を担います。

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、「経済成長の源泉は「人」であり、教育を通じた人材育成は極めて重要な先行投資である。」と明記されている。

そのためには、第七次提言で述べた、これからの時代に求められる資質・能力を「真の学ぶ力」と捉え、それを培うための教育内容・方法の革新を実現し、初等中等教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革を成し遂げることが必要です。こうした教育の中から、予測不可能な変化にも対応できる力を備え、新しい知・価値を創造する高度人材を輩出していくことが重要です。同時に、第六次提言で述べた、社会人が学び続けることができる環境を整備することや、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる社会を実現することも欠かせません。特に、生涯学習を核として、高齢者の社会経験や知恵を社会で積極的に活用することが不可欠であり、教育政策に労働政策、産業政策、社会保障政策なども絡めてグランドデザインを描き、実行することが重要です。さらに、教育がエンジンとなって、地域を動かし、地方創生を成し遂げることも重要です。これらを実現するために、教育投資の充実を図ることが、今後、我が国が経済再生を果たすために必要な条件です。

【教育費負担を軽減し、少子化を克服する】

少子化は、経済成長に対する負の影響のほか、社会保障制度の維持を困難にするなど、国や社会の存立基盤に関わる課題であり、その克服は我が国にとって喫緊の課題です。国立社会保障・人口問題研究所の調査⁶によれば、一夫婦当たりの理想子供数は2.42人であるのに対し、夫婦の最終的な平均出生子供数は1.96人とどまっており、理想の子供数を持たない最大の理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎることであることが示されています。こうした子供に関わる経済的負担の中で、最も大きいのは教育に関する費用であり⁷、子供の教育費負担の軽減を図ることが少子化の克服のために有効です。

【公平・公正な社会を実現する】

我が国では、家庭の経済状況等が子供たちの学力や進学に影響を与えているという指摘もあります⁸。これからの我が国社会を担う子供たちの輝かしい未来が、本人の努

⁶ 「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（国立社会保障・人口問題研究所、2010）

⁷ 「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」（内閣府、2013）では、子供がいる人を対象とした「子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われることは何か」との質問に対する回答として、「学校教育費（大学・短大・専門学校など）」（55.6%）、「学習塾など学校以外の教育費」（47.0%）、「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」（39.1%）、「学校教育費（小学校・中学校・高等学校）」（38.0%）と、上位4項目（全13項目）が全て教育に関する費用という結果が示されている。

⁸ 文部科学省科学研究費基盤（B）「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」（研究代表小林雅之、2011～2014）による2012年の高卒者の保護者を対象に実施した調査によれば、家計所得が1,050万円以上の家庭では、高校生の4年制大学への進学率は、62.9%であるのに対し、400万円以下の家庭では、27.9%にとどまっているなど、家計所得が多いほど、高校生の4年制大学への進学率が高くなることが示されている。また、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターが2006年に実施した調査と比較すると、私立大学への進学のみならず、国公立大学への進学においても家計所得による進学率の差が拡大していることが示されている。

平成25年度文部科学省委託調査「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学、2014）において、家庭の所得、父親学歴及び母親学歴を合成し得点化した「家庭の社会経済的背景（SES）」が高いほど、全国学力・学習状況調査にお

力以前に、経済的な理由により閉ざされることがあってはなりません。子供たちの無限の可能性をしっかりと開花させ、誰もが夢と志に向かって挑戦でき、努力が報われる社会を実現することが重要です。そのためにも、教育の機会格差が生じないように、不登校の子供や障害のある子供も含め、学ぶ意欲と能力のある全ての子供たちが、質の高い教育を受け、一人一人がその能力を最大限伸長できる環境を整備していくことが必要です。

【教育投資は将来の経済成長や社会保障・社会治安等の歳出削減に貢献】

こうした教育への支出は「コスト」と考えるべきではありません。教育投資は、学力や倫理観の向上、基本的な生活習慣の習得等を通じて、将来の経済成長や税収増、医療等の社会保障や治安等の歳出削減にも貢献する、確実かつ長期的なリターンを得ることができる先行投資であるとの意見もあります。例えば、1960年代に米国で実施された「ペリー就学前計画」⁹では、質の高い幼児教育の実施が、将来の所得向上や、生活保護受給率の低下等につながったという結果が示され、その費用対効果は3.9～6.8倍になるという試算例があります。

また、国立教育政策研究所の試算¹⁰では、大学生・大学院生への公的教育投資は、所得向上に伴う税収の増加や、失業給付の抑制、犯罪に係る費用の抑制等により、投資額の約2.4倍の便益をもたらす効果があることが示されています。

2. これからの時代に必要な教育投資

1. で述べた教育投資の意義や効果を踏まえ、これまでの7次にわたる提言の内容を実現し、実際の教育活動をより良いものとするとともに、我が国の持続的な成長・発展につなげるためには、次に掲げる方向性で教育投資を充実することが不可欠です。

特に、我が国にとっての喫緊の課題である少子化の克服や世代を超えた貧困の連鎖の解消に大きく貢献する、「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」については、優先して取り組む必要があります。

ける正答率が高くなる傾向が示されている。

⁹ 米国で1962年から1967年にかけて実施された「ペリー就学前計画」では、3歳から4歳のアフリカ系米国人の恵まれない子供たちを対象に、午前中の学校での教育や午後からの教師による家庭訪問など2年間のプログラムを行い、同じような境遇にあった子供たち同士を彼らが40歳になった時点で比較した結果、プログラムを受けた子供たちは、受けなかった子供たちよりも所得や持ち家率等が高く、生活保護受給率等が低かった。その投資効果について、収益率が年7～10%、費用対効果で見れば3.9～6.8倍（割引率5%の場合）という試算が示されている。

¹⁰ 平成22年度文部科学省委託調査「教育投資が社会関係資本に与える影響に関する調査研究」（株式会社三菱総合研究所、2011）を基に、国立教育政策研究所が行った平成24年時点の試算によれば、学部・大学院在学期間中学生一人当たりの公的投資額は2,537,524円であるのに対し、その社会的便益は、税収増加や失業による逸失税収の抑制等により6,084,468円となり、投資額の約2.4倍の社会的効果をもたらされることが示されている（65歳までの所得税等について割引率4%で計算）。

その際、我が国の厳しい財政状況に鑑み、限られた財源を効率的に活用する観点からも、優先的・重点的に投資すべき事項を明らかにし、その投資効果を最大化することは重要です。このために、科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなどエビデンスに基づいたPDCAサイクルを徹底する必要があります。教育・学習の多様性・非定型性等を十分に踏まえつつ、関係者、地方公共団体の実態の把握も重要です。また、財源の確保のほか、必要に応じ、制度上の課題について検討を進めることも必要です。

(1) 全ての子供に挑戦の機会が与えられる社会を実現する

生まれた家庭の経済状況等にかかわらず、全ての意欲と能力のある子供達が希望する教育を受けられるようにすることは、我が国の持続的な成長・発展を支える全員参加型社会の基盤です。親の貧困により、夢と志に挑戦する機会を奪われることのないよう、社会全体で幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援をしていくことが必要です。

幼児期の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものです。質の高い幼児教育を受ける機会が保障されることにより、全ての子供達が共通のスタートラインに立つことができるようにする必要があります。加えて、子供を取り巻く環境が多様となり、施設にいる時間の長短など様々な条件の子供たちがいる状況においても、保護者の願いや選択に応じて特色ある質の高い幼児教育の場が確保されるよう支援していく必要があります。教育関係者等による「仁川宣言」では、各国において、9年間の無償の義務教育に加え、小学校入学前にも1年間の無償で義務的な教育を提供することが奨励されています。

また、経済的に厳しい状況に置かれた家庭の生徒の大学進学率は、他と比較して低くなっています。これからの時代を見据え、意欲と能力のある全ての子供達が社会で求められる力を修得するため、高等学校在学時に予約可能な奨学金の充実を図るなど安心して高等教育段階へと進めることができるようにする必要があります。

子供が一人増えるごとに親の経済的負担が大きくなるのが、少子化の一因となっています。教育費負担軽減策を講じることにより、子供をもう一人という家庭の希望を叶え、少子化の進展に歯止めをかけることにつながります。

不登校の子供にも、平等に挑戦の機会が与えられるとともに、障害のある子供がその持てる力を高めるために必要な教育を受けられる社会を実現することが重要です。また、外国籍の子供にも配慮することも必要です。このため、多様な教育機会の確保のための施策を推進する必要があります。

＜具体的な施策と試算¹¹の例＞

○幼児教育の段階的無償化及び子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育等の質の向上 約 1 兆円¹²

- ・ 3歳から5歳児の幼児教育を無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づく、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」（職員の配置や処遇の改善等）

○高等学校教育段階における教育費負担軽減 約 0.5 兆円¹³

- ・ 授業料以外の負担の一層の軽減（高校生等奨学給付金の拡充）
- ・ 授業料負担の一層の軽減（高等学校等就学支援金の拡充） 等

○高等教育段階における教育費負担軽減 約 0.7 兆円

- ・ 大学生等における奨学金の充実（有利子奨学金の完全無利子化、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入等）
- ・ 大学生、専門学校生等の授業料等負担の軽減

○フリースクールを含めあらゆる子供の教育機会を確保するための支援

（2） あらゆる教育段階を通じて「真の学ぶ力」を培う

「真の学ぶ力」を培うために必要なのは、知識・技能を駆使して、失敗を恐れず積極的に実践し、失敗から原因を分析して次につなげる経験を積んでいく体験型・課題解決型の学習です。

こうした学びを実現するためには、小・中・高等学校から大学までを通じて、教育内容や方法を抜本的に革新することが不可欠です。特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒、いじめ・不登校・暴力行為への対応など、複雑・困難化し増加している課題に対応しつつ、このような革新的な教育内容・方法が各学校において効果的に実

¹¹ これらの施策と試算は、これまでの教育再生実行会議の7次にわたる提言を実行するために、考えられる施策や国・地方を通じて追加的に必要となる金額を試算し、例示したもの。直ちに全ての施策を実現することを前提とするものではない。試算額は、現段階で試算可能なもののうち、相当規模の投資が必要な項目のみ記載している。また、試算は、主に、現在の学校数や児童生徒数等を基礎として行ったものであり、今後の児童生徒数の減少等により試算額は変化し得る。

¹² 子ども・子育て支援新制度に基づき消費税より充当される0.7兆円程度とは別に更なる「質の向上」のために必要な額（0.3兆円超程度）と、幼児教育の無償化に必要なと試算された額（約0.7兆円）を合算したものである。

¹³ 高校生等奨学給付金の支給対象を非課税世帯から590万円未満世帯（高等学校等就学支援金の加算対象世帯）へ拡大し、給付額を拡充した場合の試算。

踐されるためには、全ての教師が自らの指導力を向上させ、それを十分に発揮できるよう、教師が生徒一人一人にしっかりと向き合い主体的・協働的な学びを実施するための指導体制の充実や、校内研修をはじめとした研修環境の整備や新たな教育課題に対応した教師養成の充実、学習手段として重要性を増すICTの環境整備が必要です。

特に、少子化による児童生徒数の減少、学校規模適正化の進展を踏まえる必要がある一方、生産年齢人口が減少する中、一人一人の生産性を高めるためには、イノベーションを生み出す教育の実現に向けた教育体制の充実が不可欠であり、教師の養成・採用・研修の改革とともに、教職員定数について見通しを示し、これに基づいて計画的に教職員の採用・育成・配置を行うことが求められます。また、教職を魅力あるものとし、教師に優秀な人材を確保するためには、人材確保法の初心に立ち返った処遇の確保や、勤務環境の改善なども必要です。あわせて、教師が「真の学ぶ力」を培う指導に専念するためにも、多様な課題を抱えるようになった学校に、教師に加え、多様な専門人材を配置し、「チーム学校」として学校の組織力・教育力を高めることも重要です。

また、大学においても、主体的・協働的な学びを展開するため、大学教員やTA（ティーチング・アシスタント）などの教育体制の充実が求められます。

＜具体的な施策と試算の例＞

○教育内容・方法の革新による「真の学ぶ力」の育成や複雑・困難化する教育課題等に対応した指導体制の整備、「チーム学校」の推進など教育体制の構築

○教育の革新を実践できる教師の養成・採用・研修の改革

約0.2兆円

○高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

○ICT活用による学びの環境の革新

約0.2兆円

(3) 「真の学ぶ力」を基に、実社会で活躍できる資質・能力を育成する

グローバル化が急速に進展する一方、我が国では生産年齢人口が大幅に減少していく中で、経済成長を持続していくには、イノベーションの創出を活性化させるとともに、人材の質を飛躍的に高める必要があります。

そのためには、(2)で述べた「真の学ぶ力」を基に、産業構造の変化や技術革新に対応した技術力や実践力、国際的素養などの高い付加価値を身に付けた人材（イノベーション創出人材やグローバル・リーダー、社会的需要に応じた質の高い職業人など）の育成に力を入れることが一層求められ、大学・大学院等においては、教育の質

的転換を更に進め、これからの時代の予測しがたい変化にも対応できる人材を育成する機能を強化することが必要です。特に、国立大学は新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、学問の進展やイノベーション創出に貢献し、社会を牽引する人材を輩出する組織へと自己改革する必要があります。また、大学全体の約8割を占める私立大学についても、私学助成の充実など財政的基盤の確立を図りつつ、教育の質的転換のための全学的な体制構築、地域や産業界と連携した教育研究、グローバル化への対応などの教育改革を推進することが必要です。

＜具体的な施策の例＞

○卓越大学院（仮称）の形成や成長分野を支える専門職業人養成など社会を牽引する人材育成のための大学・大学院等の機能強化

○意欲と能力ある若者の留学促進及び優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

- ・日本人の海外留学（目標 12 万人）
- ・外国人留学生の受入れ（目標 30 万人）

○実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

（４） 学校が地域社会の中核になる

少子・高齢化が進展し、子供達を取り巻く環境や家庭の状況、地域コミュニティの姿も変化する中で、ソフト・ハードの両面で学校の役割が重視されてきています。

学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、地方創生の核となる地域コミュニティの中心としての役割を果たしています。このため、こうした学校の持つ潜在力を十分に発揮するためには、学校と地域が連携・協働し、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決していく体制を構築するとともに、学校施設の機能を高めるための条件整備を進める必要があります。

＜具体的な施策と試算の例＞

○コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの推進

○「放課後子ども総合プラン」の実現

- ・放課後児童クラブとの一体型も含めた放課後子供教室を全小学校区に整備

○安全・安心で質の高い国公私立学校施設の整備

約 1.8 兆円¹⁴

¹⁴ 今後の施設整備の需要に対応するための所要額を実績等も考慮し、毎年の所要額を試算。

3. 教育財源確保のための方策

2. で述べた教育投資の充実は、社会保障費の増大と国の債務が増え続ける、現在の我が国の厳しい財政状況の中で、「経済・財政再生計画」との整合性を図りながら、進めていく必要があります。

また、我が国の公財政支出の現状は、人口動態を反映し、子供や子育て世代と比べ、高齢者世代に著しく手厚くなっています。義務教育費について、1990年代以降、高齢化率が高い市町村ほど、子供一人当たりの義務教育費が減少する傾向があるという分析結果¹⁵もあります。近年、高齢者の貧困率は低下している一方、子供や子育て世代の貧困率が上昇している¹⁶ことも踏まえ、人口構成の変化に対応しながら資源配分の重点を高齢者から子供や子育て世代にシフトしていくという視点を持つことが重要です。

このようなことを踏まえて、教育財源の確保を図っていく必要がありますが、それに当たっては、まず、既存の施策や制度を効果的・効率的な実施の観点から絶えず見直したり、優先順位付けを行ったりして、予算の質の向上・重点化に取り組むことや民間資金の効果的な活用を図ることが求められます。また、ICT環境や教材の整備、教師以外の人材（JET-AALTなど）の配置など、地方財政措置が講じられている経費に関しては、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づき、計画的な整備が行われるよう、地方公共団体における理解の醸成に努め、地域の実情に応じた予算化を推進することも重要です。地方公共団体においては、総合教育会議における協議・調整を経て、教育行政の大綱の中で、教育環境の計画的な整備について規定するなど、積極的な取組が期待されます。

以上のようなことに最優先で取り組んだ上で、それでも十分な財源を確保できない場合には、税を通じた財源確保について検討していくことも必要です。

(1) 民間資金の活用による財源確保

公財政による教育投資を補完するものとして、民間資金の活用も重要です。教育活動への寄附や奨学金の支給を行いたいという個人や団体の志を最大限いかす観点から、以下のような取組を進めることが必要です。

¹⁵ 「人口高齢化と義務教育費支出」（大竹文雄・佐野晋平、大阪大学経済学、2009）

¹⁶ 全国消費実態調査の可処分所得による貧困率の分析によれば、1980年代においては、高齢層での貧困率の高さが目立ったが、1990年代以降は高齢層の貧困率は低下し、その一方で、特に1990年代後半以降、20歳代、30歳代の貧困率の高まりと同時に、その子供の年齢層である10歳未満、中でも5歳未満の子供貧困率が上昇してきた。近年では、5歳未満の子供が相対的貧困率が最も高い年齢グループになっている。（「最低賃金と貧困対策」（大竹文雄、『RIETI Discussion Paper Series 13-J-014』（独）経済産業研究所、2013））

- 寄附金税制やふるさと納税等の措置については、これまでに様々な拡充が図られてきている。教育機関や地方公共団体、独立行政法人日本学生支援機構等は、こうした仕組みを一層活用し、特色ある教育活動や奨学金等による家計負担の軽減のために必要な財源の確保に積極的に取り組む。国は、これらの取組を促進するため、寄附募集の広報・周知や税制措置の普及啓発、先進事例の紹介等に取り組む。
また、大学においては、寄附金収入の拡大に向けて、専門スタッフの配置などの体制整備を図るとともに、国は、国立大学法人における個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など、寄附金税制の一層の拡充について検討する。
- 教育活動や進学等費用の支援のため、資金を提供する個人や団体の取組を称えるとともに、社会に広く認知されるような仕組みの活用を推進していくことが重要である。例えば、公益財団法人日本国際教育支援協会は寄附者の名称等を冠した奨学金を設立しており、国、地方公共団体は、このような取組を積極的に広報・支援していく。
- 大学における民間資金の導入拡大を図るため、国、大学は、民間企業との共同研究を促進するとともに、研究者等が大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用関係を持ち、各機関の下で業務を行うことができるクロスアポイントメント制度の導入を促進する。また、国立大学法人の資産運用の弾力化について検討する。

(2) 税制の見直しと教育投資

2. で述べた幼児教育や高等教育に係る家計負担の軽減策といった施策を進めることに加え、税制についても、将来の成長の担い手である若い世代に光を当て、夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、安心して子育てできる、また、格差が固定化せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す観点から、改革を進める必要があります。

このため、「経済・財政再生計画」に盛り込まれた税制の構造改革について、特に、以下の取組を進めることが期待されます。

- ・ 成長の担い手である若い世代を含む低所得者層に対しては、勤労意欲を高め、安心して子供を産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点、女性の活躍推進・子供子育て支援の観点等も踏まえつつ、個人所得課税等の在り方を見直す。
- ・ 資産格差が次世代における教育等の機会格差につながることを避ける観点から、資産課税等の在り方を見直す。

また、先進諸国では、公財政教育支出が高い水準にある国は租税負担率も高いという相関が見られます。歳出効率化の取り組みを継続しつつ、中長期的には、教育関係者のみならず幅広い国民の理解を得た上で、税を通じて広く社会全体で教育財源を負担することも検討すべきです。例えば、将来的に、消費税の見直しが検討されるのであれば、次世代に負担を先送りしている現状を転換し、受益と負担のバランスのとれた社会保障制度を構築した上で、税収の用途を年金・医療・介護・少子化対策に加え、「教育」にも広げることを検討することも考えられます。

4. 国民の理解を得るための方策

3. で述べた教育財源確保のための方策を実現するためには、広く国民の間で、教育投資の効果や必要性について認識が共有され、「教育は未来への先行投資である」という理解が醸成されていることが不可欠です。このため、政府において、以下のような取組を行い、国民的な議論を深めていくことが必要です。

- 教育投資やその財源の在り方について、世代を超えた国民全体での議論に資するよう、国は、世代ごとの国民負担と各種サービスに係る公財政支出の状況を明らかにし、国民の意識啓発を図りながら、公財政支出の世代間の配分の見直しを促進する方策について検討する。
- 教育投資の充実に当たっては、既存の施策も含め、各種教育施策の社会経済的効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案にいかしていくサイクルを確立することが不可欠である。このため、国は、各種教育施策について、その効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制を整備するとともに、施策間の優先順位付けを行う。
- 上記の世代別の負担と公財政支出の状況や、各種教育施策の社会経済的効果の検証の結果を国全体の財政状況とともに、社会に対して情報を開示、発信していきながら、それぞれの教育投資の効果や必要性等について議論を深め、理解を醸成するための国民との対話やシンポジウムを全国各地で開催し、国、地方公共団体、産業界、教育界が一体となって、社会全体で教育投資のための負担を分かち合うことの理解の醸成を図る。